

平成 22 年 1 月 8 日

労働組合関係者 各位

労働組合福祉協会
委員長労災保険センター

「労働組合福祉協会 委員長労災保険センター」設立のお知らせ

委員長だけが専従という労働組合代表者（一人専従委員長）が、労働者に準じて労災保険に加入するには、委員長等の代表者で構成された特別加入団体が必要です。

そして、委員長は当局の承認を得て設立されたその団体を通じてのみ、労災保険に特別加入することができます。（労働者災害補償保険法 第二種特別加入:特定作業従事者）

組合規模や専従体制の変化により委員長だけが専ら専従として活動せざるを得ない組合は一定数あります。

これら委員長の方々が、労災保険で守られていない中、各地へ訪れ様々な組合業務をされている状況を踏まえ、一人専従委員長のための労災保険特別加入体制を作り整えることは社会保障における課題解決に貢献するものと弊協会は考え、調査研究してまいりました。

また、一人専従委員長が自ら当局に対し、労災保険に特別加入できないものか問合せされるケースも度々あり、当局や組合上部組織においては加入の為の団体設立を重要課題と捉えていたと聞き及んでおりました。

そして、このたび弊協会では組合の産別組織のご協力のもと、多くの一人専従委員長のご理解もいただき、ハードルとなっていた団体承認要件の加入申請人数も確保でき、特別加入団体「労働組合福祉協会 委員長労災保険センター(以下「委員長労災保険センター」という。)」を平成 21 年 12 月 1 日に設立し、このたび東京労働局長の承認を得ることができました。本年 1 月より、弊協会にて労災保険の加入受付を開始いたします。これにより首都圏近郊の一人専従委員長も労災保険に特別加入できる道が開けることとなりました。

今回の「委員長労災保険センター」の設立を機に、更に労働組合における労働保険の環境整備に努め、その手続きについても円滑かつ適正な取り扱いを行いたいと思っております。

引き続き皆様のお役に立てますよう業務に取り組んでまいりますので、ご愛顧ご支援を賜わりますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

追記)平成 31 年に事務取扱地域の限定要件は撤廃され、全国の一人専従委員長がこの「委員長労災保険センター」をご利用できるようになりました。